

# 対策地域内における廃棄物の 処理状況

平成27年2月

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

# 対策地域内における廃棄物の リサイクルの現状

# 対策地域内における廃棄物の再生利用に関する概況

- 対策地域内廃棄物については、処理計画に基づき、再生利用可能な廃棄物は、可能な限り再生利用を行っている。
- 一方で、比較的放射線量の高い廃棄物(一部の自動車・家電等)や、処理が困難な廃棄物(有害廃棄物等)については、処理業者による受け入れが困難等の事情により処理が進んでいない。
- 今後の課題として、対策地域内の、比較的放射線量の高い廃棄物、処理困難廃棄物について、リサイクルを含め処理ルートを検討する必要があり、早期の処理体制の整備が必要である。

処理困難度	廃棄物の内容	現状
低い	<ul style="list-style-type: none"><li>• コンクリートくず、瓦くず、金属くず、自動車、家電等</li></ul>	可能な限り再生利用
高い	<ul style="list-style-type: none"><li>• 比較的放射線量が高い廃棄物</li><li>• 有害廃棄物等</li></ul>	処理業者等による受け入れが困難

# 廃棄物ごとの取り扱い方針・事例

- 廃棄物の種別ごとに、基本方針等に基づき再生利用を進めている。
- 再生利用する廃棄物は、放射線量の測定等を行い、業者による受入れが可能であると確認した物について引渡しを行う。

再生利用方法	廃棄物種別	対応方針	取り扱い事例
公共事業による再生利用	コンクリートくず、瓦くず、津波堆積物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福島県及び県内市町村における、公共事業の資材としての利用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 防災林事業等に係る資材として、コンクリートくず、津波堆積物等を引渡し。</li> </ul>
既存の取扱業者による再生利用	金属くず、木くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金属くずは、売払いにより、既存の取扱業者によって再生利用を行う。</li> <li>• 木くずは、処理業者においてチップ化等を行い、再生利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 津波により生じた廃棄物、家屋解体に伴い生じた廃棄物を収集・選別し、金属くずは売払いにより既存の業者に引き渡している。</li> <li>• また、家屋解体等により生じた木くずについて、既存の処理業者に処理を委託している。</li> </ul>
	家電(テレビ、エアコン、洗濯機)、自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種リサイクル法に基づく既存のリサイクルルートにより再生利用を行う。</li> <li>※既存の処理施設等を用いて、各品目の取扱いに慣れた業者により処理できるため、処理コストを抑えつつ安全に処理することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対策地域内の各市町村から排出された廃家電について、既存の家電リサイクル業者に処理を委託している(冷蔵庫を除く)。</li> <li>• 対策地域内の各市町村において津波に被災した自動車について、既存の自動車リサイクル業者に処理を委託している。</li> </ul>

# 対策地域内における 事業系廃棄物への対応

## 事業系廃棄物への対応

- 旧警戒区域内において事業を営んでいた事業者の方が、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難等に伴い管理不能となったため販売、使用が困難になった商品、製品等を、事業活動再開のために行った在庫整理や店舗清掃等の際に廃棄することとした場合、これらの商品、製品等については、廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)に基づき、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に該当するものとして、事業者の方が、自ら又は処理業者に依頼して処理を行うこととされている。
- これらの廃棄物について、処理依頼先の処理業者が不明の場合には、一般社団法人福島県産業廃棄物協会等と連携して、処理業者のマッチングを行っている。
- 現に、事業者・処理業者の調整が完了し、廃棄物の搬出が開始されている事例もある。

# 対策地域内における 災害廃棄物等の処理進捗状況

# 国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況 H27.1.30 環境省

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
- 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
- このうち、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。

## 帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 檜葉町、川内村及び大熊町の3町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了(平成26年3月末)。
- その他の市町村についても、処理計画における搬入完了目標に向けて、対象となる帰還の妨げとなる廃棄物の早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成26年12月末現在、約30万トン完了。種類別の処理の状況は次のとおり。

### (1) 津波による災害廃棄物の処理

- 仮置場が整備されたところから順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

### (2) 被災家屋等の解体撤去

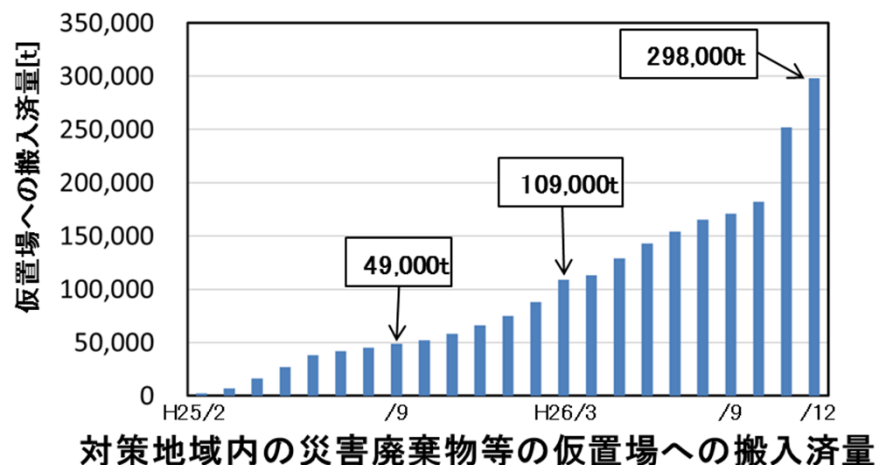
- 被災家屋等解体関連受付・調査を行い、順次被災家屋等の解体撤去を実施中。
- 解体撤去申請の受付は約3,700件、解体撤去は約510件実施済み。

#### 【平成26年12月以降の動き】

- 飯館村における被災家屋等の解体撤去申請の受付を開始(1月5日)。
- 浪江町における建物等の解体撤去工事を公告(1月9日)。

### (3) 家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、帰還の準備を行う方の希望に応じて家の片付けごみの回収を実施中(9市町村で実施中、1村で一通り実施済)。
- 回収した廃棄物の一部は既設の焼却施設(南相馬市はクリーン原町センター、檜葉町は南部衛生センター)で処理中。



注) 仮置場へ搬入せずに処理する量も含む。



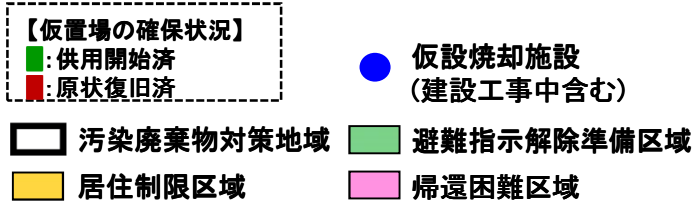
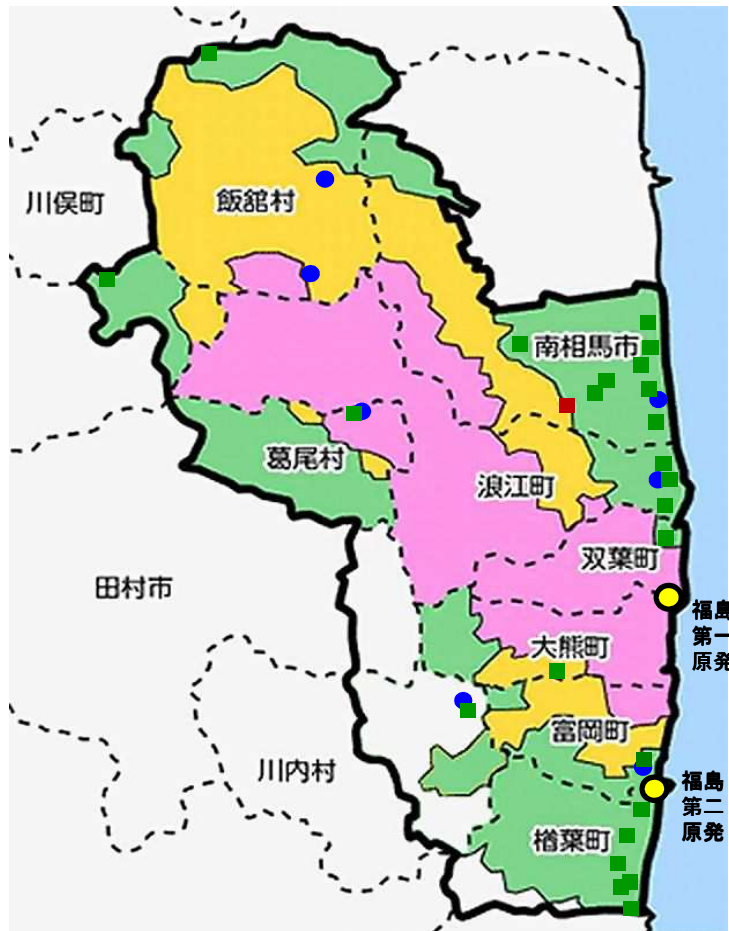
双葉町における  
津波がれきの撤去状況  
(平成27年1月)



富岡町における  
津波がれきの撤去状況  
(平成27年1月)



# 国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年1月30日現在)



## (1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち1箇所においては原状復旧済)。
- 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。  
<<http://taisakuchiiki-daiko.env.go.jp/>>

## (2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村(7施設)において事業者との契約を終え、うち、2施設は稼働中、5施設は建設工事中。

稼働中	飯舘村(小宮地区)、川内村
建設工事中	富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)
地元調整中	楢葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町

※田村市については既存の処理施設で処理中。



双葉町中野地区における仮置場の整備状況(平成27年1月)



富岡町における仮設焼却施設の建設状況(平成27年1月)



南相馬市における仮設焼却施設の建設状況(平成27年1月)

## 国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年1月30日現在)

市町村	災害廃棄物等 推定量(t)	帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
南相馬市	260,000	平成25年度 (一部平成26年度にずれ 込む見込み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物等について、<u>205,000トン(平成26年12月末現在)</u>を仮置場へ搬入済み。</li> <li>○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約1,500件)。引き続き、ご要望に応じて対応。</li> <li>○被災家屋等の解体撤去を実施中。</li> <li>○家の片付けごみの回収を実施し、クリーン原町センターで処理中。</li> </ul>
浪江町	289,000	平成27年度 (家の片付けごみは、平 成26年度内の搬入完了 を目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物等について、<u>51,000トン(平成26年12月末現在)</u>を仮置場へ搬入済。</li> <li>○被災家屋等の解体撤去申請を受付中(約340件)。</li> <li>○特に緊急性の高い被災家屋等から優先的に解体撤去を実施中。</li> <li>○<u>建物等の解体撤去工事を公告(1月9日)</u>。</li> <li>○家の片付けごみの回収を実施中。</li> </ul>
双葉町	13,000	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波被災地の災害廃棄物の選別・撤去作業を実施中。</li> <li>○家の片付けごみの回収を実施中。</li> </ul>
大熊町	3,900	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家の片付けごみの回収を実施中。</li> </ul>
富岡町	105,000	平成27年度 (粗大ごみを除く家の片 付けごみは、平成26年 度内の搬入完了を目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波被災地の災害廃棄物の選別・撤去作業を実施中。</li> <li>○被災家屋等の解体撤去申請を受付中(約480件)。</li> <li>○被災家屋等の解体撤去を実施中。</li> <li>○家の片付けごみの回収を実施中。</li> </ul>
楡葉町	76,000	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物等について、<u>33,000トン(平成26年12月末現在)</u>を仮置場へ搬入済。</li> <li>○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約870件)。引き続き、ご要望に応じて対応。</li> <li>○被災家屋等の解体撤去を実施中。</li> <li>○家の片付けごみの回収を実施し、南部衛生センターで処理中。</li> </ul>

## 国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年1月30日現在)

市町村	災害廃棄物等 推定量(t)	帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
飯舘村	42,000	平成26年度	○被災家屋等の解体撤去申請を受付中(約430件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみ(屋内の可燃ごみ)の回収を実施中。
川俣町	3,300	平成26年度	○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約10件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみのうち屋外残置廃棄物を除染事業と併せて回収中。
葛尾村	6,700	平成26年度	○被災家屋等の解体撤去申請を受付中(約60件)。 ○家の片付けごみの回収を実施中。
田村市	2,300	※仮置場は 設置しない方針	○被災家屋等(19件)の解体撤去済。
川内村	2,500	平成25年度	○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通りを終えたところ(約80件)。引き続き、ご要望に応じて対応。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみについて一通り回収完了。
合計	802,000		

- ※1: 災害廃棄物等の推定量は処理計画に基づくもので、津波による災害廃棄物と災害廃棄物処理の一環としての被災家屋等の解体に伴う廃棄物、家の片付けごみが含まれる。帰還困難区域の災害廃棄物等の量は、今後、帰還困難区域における処理方針を踏まえて推定することとし、含めていない。
- ※2: 家の片付けごみは、帰還準備を行う住民の方の希望に応じて回収を実施しており、帰還の妨げとなる腐敗する生活系ごみを優先的に回収している。
- ※3: 「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ、特に緊急性の高い損壊家屋の解体に伴う廃棄物等。
- ※4: 推定量や仮置場への搬入済量については、有効数字2桁で四捨五入。但し、10万トン以上の場合は、1,000トン未満を四捨五入。
- ※5: 仮置場への搬入済量には、仮置場を経由せずに処理された量も含む。